

議案第6号

阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例  
について

阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のよう  
に定める。

令和5年11月24日 提出

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 阪神水道企業団事業運営基金条例（昭和61年条例第3号）
- (2) 阪神水道企業団庁舎建設基金条例（平成4年条例第1号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

両基金を廃止するに当たり、条例を廃止しようとするものである。